

1 目的

自動車産業の電動化やカーボンニュートラルへの対応に際し、蓄電池は最重要技術の一つであり、市場の急速な拡大が予想されている。愛知県では、EV・産業用バッテリーの高い需要と、セラミックスを始めとした材料技術に優れた地域の強みを生かし、活発な研究・技術開発による電池イノベーションの創出を図るため、産学行政が参画する「あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム（以下、AiBC）」を2024年12月に設立した。

AiBCでは、高い安全性と性能を兼ね備えた次世代バッテリーの開発を支援していくため、安全性試験・充放電試験等の施設整備を検討しており、昨年度は企業等へのニーズ調査を実施した。

この調査結果を踏まえつつ、将来の電池開発動向も見据えた追加調査を行い、安全性試験等の施設整備手法や必要な支援機能について検討・整理を行う。

2 契約期間

契約締結日から2026年3月31日（火）まで

3 業務

- （1）課題の整理
- （2）安全性試験・充放電試験の支援施策の検討・整理
- （3）施設等の機能の検討・整理
- （4）その他業務において必要となる事項

4 業務内容

（1）課題の整理

昨年度実施した電池等開発企業及び試験実施企業への調査結果に加え、将来の電池開発動向も見据えた、追加のヒアリング調査等を行い、安全性試験・充放電試験等の実施における課題について整理する。

さらに、安全性試験・充放電試験以外の電池開発・評価における課題についても、併せて調査する。

・調査対象：

酸化物系・硫化物系全固体電池等及びその部材を開発する県内外の企業・大学等

- ・調査先の選定方法と実施数：

県内外の有力な開発企業・大学の基本情報をリストアップの上、その中から20社程度を選定し実施。

(2) 安全性試験・充放電試験の支援施策の検討・整理

(1)の課題を踏まえ、安全性試験・充放電試験の実施を支援する方法について検討し、具体的に整理すること。(必要に応じ、企業等にヒアリング等の調査を行うこと。)

なお、昨年度調査において検討を行った、知の拠点あいち実証研究エリアにおける定期借地権方式による施設整備に限らず、実現可能性のある支援施策を検討すること。

- ・支援施策の例：

他手法での施設整備、試験施設の立地補助 等

- ・整理する項目：

支援施策の内容、具体的な要件、概算費用、活用できる財源・施策 等

(3) 施設等の機能の検討・整理

(1)の課題を踏まえ、安全性試験・充放電試験に加えて提供することが効果的な機能について検討し、具体的に整理すること。(必要に応じ、企業等にヒアリング等の調査を行うこと。)

- ・機能の例：

試験用セルの試作支援や試料調製環境の整備、試験結果への専門的助言 等

- ・整理する項目：

機能の内容、機能の提供方法、概算費用、活用できる財源・施策 等

(4) その他業務において必要となる事項

県と調整し、連絡会議、中間報告等を実施する。また、県がAiBCのアドバイザリーボードを始めとする各種会議資料を作成するにあたり、必要な資料・データ等を提供するとともに、必要に応じ出席する。

5 県との連絡会議等

業務の実施にあたり、県との調整を十分に行うこと。

(1) 月2回程度、県との連絡会議を開催し、経過報告を行うこと。

(2) 進捗状況を把握するため、中間報告(時期は県と協議)を行うとともに、2026年3月までに最終報告を行うこと。

- (3) 経過報告とは別に県が会議等を開催する際にも必要な資料を提出することとし、専任担当者を出席させること。
- (4) 連絡会議等の結果について、議事録を作成し速やかに県に提出すること。

6 業務スケジュール（予定）

2025 年 11 月上旬	契約締結
2026 年 3 月中旬	最終報告

7 成果物及び提出先等

(1) 業務報告書及びその概要版

調査報告、及び本業務における記録（収集した基礎データ、各種打ち合わせ記録、ヒアリング記録、本業務で作成使用した各種文書等及びその他県が指定するもの）をまとめた業務報告書を作成する。

併せて、調査結果の要旨についてまとめた概要版を作成する。（Microsoft PowerPoint 等を使用）

(2) 納品方法

業務報告書は、A 4 判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A 3 判の折込可）を基本としたものとし、書面 4 部とその内容を記録した電子データを提出すること。

また、本業務における制作物については、その内容を記録した電子データを県の指定する方法で提出すること。

(3) 納期

2025 年 3 月 24 日（火）

(4) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 次世代バッテリーグループ

担 当 柴田・伊藤・青木

電 話 052-954-6702（ダイヤルイン）

(5) その他

提出された成果物の一切の著作権は、委託者である県に帰属するものとする。

なお、県から経過報告を求められた時は、資料等の提出に対応すること。

受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出すること。

8 留意事項

(1) 県との協議及び総括責任者の設置

受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。

委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は委託者に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 著作権等の保護

業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ることとする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。

成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

著作権を始め、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。

(3) 情報管理

受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(4) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

(5) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(6) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い

受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保有しなければならない。

(7) 新しい地方経済・生活環境創生交付金の適正な処理

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して実施するため、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理すること。

(8) その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決定するものとする。